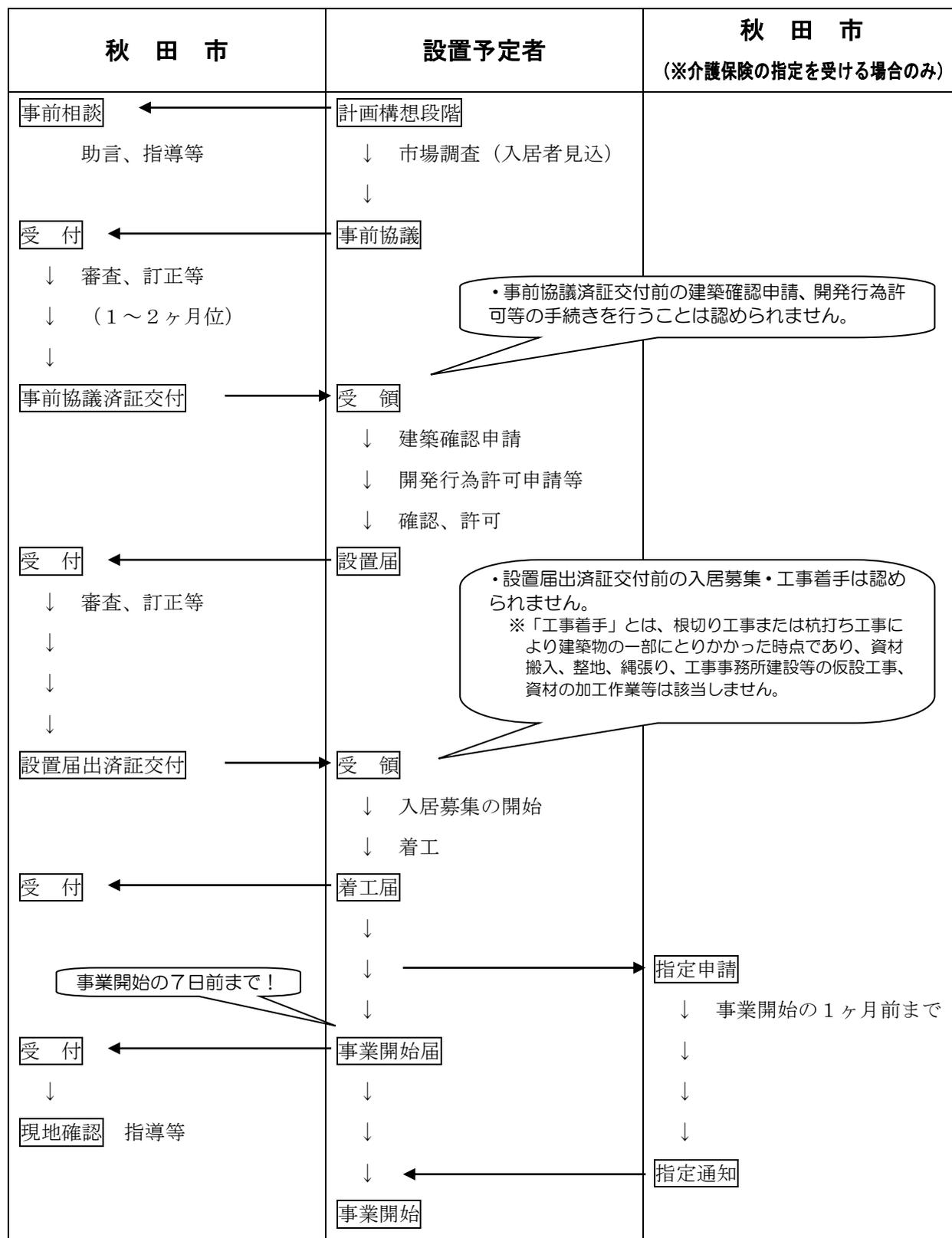


## 有料老人ホーム事務手続きフロー

秋田市介護保険課



・事前協議済証交付前の建築確認申請、開発行為許可等の手続きを行うことは認められません。

・設置届出済証交付前に入居募集・工事着手は認められません。  
 ※「工事着手」とは、根切り工事または杭打ち工事により建築物の一部にとりかかった時点であり、資材搬入、整地、縄張り、工事事務所建設等の仮設工事、資材の加工作業等は該当しません。

●毎年7月1日現在の「有料老人ホーム台帳」「有料老人ホーム現況調書」を作成し、7月末日まで市長へ報告する。その他、情報公開を進めること。